

市 議 会 定 例 会 議 案

山 形 市

令和 8 年 9 月定例会議案目次

議案番号	件名
議第 5 9 号	令和 7 年度山形市一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について
議第 6 0 号	令和 7 年度山形市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について
議第 6 1 号	令和 7 年度山形市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について
議第 6 2 号	令和 7 年度山形市農業集落排水事業会計剰余金の処分及び決算認定について
議第 6 3 号	令和 7 年度山形市立病院済生館事業会計決算認定について
議第 6 4 号	令和 8 年度山形市一般会計補正予算
議第 6 5 号	令和 8 年度山形市一般会計補正予算
議第 6 6 号	令和 8 年度山形市駐車場事業会計補正予算
議第 6 7 号	土地の処分について（山形北インター産業団地分譲用地）
議第 6 8 号	土地の処分について（山形北インター産業団地分譲用地）
議第 6 9 号	土地の処分について（山形北インター産業団地分譲用地）
議第 7 0 号	テント式パーティションの購入について
議第 7 1 号	水循環式手洗い器の購入について
議第 7 2 号	山形市史編さん委員会条例の設定について
議第 7 3 号	学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の制定等に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について
議第 7 4 号	山形市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
議第 7 5 号	山形市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

議第59号

令和7年度山形市一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について

令和7年度山形市一般会計歳入歳出決算並びに令和7年度山形市国民健康保険事業会計歳入歳出決算、令和7年度山形市後期高齢者医療事業会計歳入歳出決算、令和7年度山形市介護保険事業会計歳入歳出決算、令和7年度山形市母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計歳入歳出決算、令和7年度山形市財産区会計歳入歳出決算、令和7年度山形市駐車場事業会計歳入歳出決算及び令和7年度山形市公設地方卸売市場事業会計歳入歳出決算（以上別冊のとおり。）について、本市監査委員の審査意見（別冊のとおり。）を付けて、地方自治法第233条第3項の規定により認定に付する。

令和8年9月3日提出

山形市長 佐藤孝弘

議第60号

令和7年度山形市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について

令和7年度山形市水道事業会計決算（別冊のとおり。）に伴う剰余金について、地方公営企業法第32条第2項の規定により同決算の剰余金処分計算書（案）のとおり処分し、併せて同決算について、本市監査委員の審査意見（別冊のとおり。）を付けて、同法第30条第4項の規定により認定に付する。

令和8年9月3日提出

山形市長 佐藤孝弘

議第61号

令和7年度山形市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について

令和7年度山形市公共下水道事業会計決算（別冊のとおり。）に伴う剰余金について、地方公営企業法第32条第2項の規定により同決算の剰余金処分計算書（案）のとおり処分し、併せて同決算について、本市監査委員の審査意見（別冊のとおり。）を付けて、同法第30条第4項の規定により認定に付する。

令和8年9月3日提出

山形市長 佐藤孝弘

議第62号

令和7年度山形市農業集落排水事業会計剰余金の処分及び決算認定について

令和7年度山形市農業集落排水事業会計（別冊のとおり。）に伴う剰余金について、地方公営企業法第32条第2項の規定により同決算の剰余金処分計算書（案）のとおり処分し、併せて同決算について、本市監査委員の審査意見（別冊のとおり。）を付けて、同法第30条第4項の規定により認定に付する。

令和8年9月3日提出

山形市長 佐藤孝弘

議第63号

令和7年度山形市立病院済生館事業会計決算認定について

令和7年度山形市立病院済生館事業会計決算（別冊のとおり。）について、本市監査委員の審査意見（別冊のとおり。）を付けて、地方公営企業法第30条第4項の規定により認定に付する。

令和8年9月3日提出

山形市長 佐藤孝弘

令和 8 年度山形市一般会計補正予算（第 2 号）

令和 8 年度山形市の一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ36,542千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ117,925,711千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 8 年 9 月 3 日提出

山形市長 佐 藤 孝 弘

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
19 繰 入 金		3,374,456 ^{千円}	2,542 ^{千円}	3,376,998 ^{千円}
	2 基 金 繰 入 金	2,992,322	2,542	2,994,864
22 市 債		8,642,600	34,000	8,676,600
	1 市 債	8,642,600	34,000	8,676,600
歳 入 合 計		117,889,169	36,542	117,925,711

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10 教 育 費		10,060,352 ^{千円}	36,542 ^{千円}	10,096,894 ^{千円}
	2 小 学 校 費	2,133,039	36,542	2,169,581
歳 出 合 計		117,889,169	36,542	117,925,711

第2表 地方債補正

変 更

起 債 の 目 的	補 正 前	補 正 後
	限 度 額	限 度 額
義 務 教 育 施 設 整 備 事 業	千円 573,400	千円 607,400

令和 8 年度山形市一般会計補正予算（第 3 号）

令和 8 年度山形市の一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,430,225千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ120,355,936千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 8 年 9 月 3 日提出

山形市長 佐 藤 孝 弘

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		19,556,743 ^{千円}	474,314 ^{千円}	20,031,057 ^{千円}
	2 国庫補助金	4,818,529	474,314	5,292,843
16 県支出金		8,812,537	70,000	8,882,537
	2 県補助金	2,983,611	70,000	3,053,611
19 繰入金		3,376,998	251,359	3,628,357
	2 基金繰入金	2,994,864	251,359	3,246,223
20 繰越金		600,000	1,553,852	2,153,852
	1 繰越金	600,000	1,553,852	2,153,852
22 市債		8,676,600	80,700	8,757,300
	1 市債	8,676,600	80,700	8,757,300
歳 入 合 計		117,925,711	2,430,225	120,355,936

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		18,947,551 ^{千円}	1,511,990 ^{千円}	20,459,541 ^{千円}
	1 総 務 管 理 費	8,184,507	1,476,926	9,661,433
	7 企 画 費	3,710,300	35,064	3,745,364
3 民 生 費		45,101,011	162,591	45,263,602
	1 社 会 福 祉 費	19,581,377	162,591	19,743,968
4 衛 生 費		8,971,287	3,080	8,974,367
	1 保 健 衛 生 費	4,304,236	3,080	4,307,316
7 商 工 費		6,932,997	415,697	7,348,694
	1 商 工 費	6,859,807	415,697	7,275,504
8 土 木 費		11,411,457	220,000	11,631,457
	2 道路橋りょう費	3,298,322	220,000	3,518,322
10 教 育 費		10,096,894	16,867	10,113,761
	2 小 学 校 費	2,169,581	16,139	2,185,720
	3 中 学 校 費	564,664	728	565,392
14 諸 支 出 金		0	100,000	100,000
	1 土地開発基金費	0	100,000	100,000
歳 出 合 計		117,925,711	2,430,225	120,355,936

第2表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
市有施設LED照明導入運用事業 (山形テルサほか3施設)	令和8年度から 令和19年度まで	千円 186,780

第3表 地方債補正

変 更

起 債 の 目 的	補 正 前	補 正 後
	限 度 額	限 度 額
地 方 道 路 等 整 備 事 業	千円 957,600	千円 1,027,600
義 務 教 育 施 設 整 備 事 業	607,400	618,100

議 第 66 号

令和 8 年度山形市駐車場事業会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度山形市の駐車場事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳出予算の補正）

第 1 条 歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第 1 表 歳出予算補正」による。

令和 8 年 9 月 3 日提出

山形市長 佐 藤 孝 弘

第1表 歳出予算補正

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 管 理 費		千円 306,448	千円 6,600	千円 313,048
	1 駐 車 場 管 理 費	306,448	6,600	313,048
3 繰 出 金		265,243	△ 6,600	258,643
	1 繰 出 金	265,243	△ 6,600	258,643
歳 出 合 計		578,113	0	578,113

議第67号

土地の処分について

次のとおり、土地を売却する。

令和8年9月3日提出

山形市長 佐藤 孝弘

- 1 売却する土地の所在、種目及び数量
山形市千石1番4ほか
宅地 9,899.14平方メートル
- 2 売却の相手方
株式会社アイエヌライン

理 由

山形北インター産業団地分譲用地の一部を売却することについて、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議決を求めようとするものである。

議第68号

土地の処分について

次のとおり、土地を売却する。

令和8年9月3日提出

山形市長 佐藤 孝弘

1 売却する土地の所在、種目及び数量

山形市千石1番12

宅地 12,683.79平方メートル

2 売却の相手方

イノチオプラントケア株式会社

理 由

山形北インター産業団地分譲用地の一部を売却することについて、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議決を求めようとするものである。

議第69号

土地の処分について

次のとおり、土地を売却する。

令和8年9月3日提出

山形市長 佐藤 孝 弘

1 売却する土地の所在、種目及び数量

山形市寺西45番3ほか

宅地 14,542.94平方メートル

2 売却の相手方

ネットヨタ山形株式会社

理 由

山形北インター産業団地分譲用地の一部を売却することについて、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議決を求めようとするものである。

議第70号

テント式パーティションの購入について

次のとおり、テント式パーティションを購入する。

令和8年9月3日提出

山形市長 佐藤 孝弘

- | | | |
|---|-------|--------------|
| 1 | 名 称 | テント式パーティション |
| 2 | 数 量 | 750張 |
| 3 | 購入金額 | 金30,525,000円 |
| 4 | 購 入 先 | 富士商事株式会社 |
| 5 | 契約の方法 | 指名競争入札 |

理 由

テント式パーティションを購入するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議決を求めようとするものである。

議第 7 1 号

水循環式手洗い器の購入について

次のとおり、水循環式手洗い器を購入する。

令和 8 年 9 月 3 日提出

山形市長 佐 藤 孝 弘

- | | | |
|---|---------|-------------------------|
| 1 | 名 称 | 水循環式手洗い器 |
| 2 | 数 量 | 2 0 基 |
| 3 | 購 入 金 額 | 金 3 7 , 3 5 6 , 0 0 0 円 |
| 4 | 購 入 先 | 有限会社西谷 |
| 5 | 契約の方法 | 指名競争入札 |

理 由

水循環式手洗い器を購入するため、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 8 号の規定により、議決を求めようとするものである。

山形市史編さん委員会条例の設定について

山形市史編さん委員会条例を次のように制定する。

令和8年9月3日提出

山形市長 佐藤孝弘

山形市史編さん委員会条例

(設置)

第1条 山形市史（以下「市史」という。）の編さんを適正かつ円滑に実施するため、この市に山形市史編さん委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 市長の諮問に応じ、市史の編さんに関する方針その他の重要事項について調査及び審議を行うこと。
- (2) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市史の編さんに関し市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者の会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に対し資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(山形市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

2 山形市特別職の職員の給与に関する条例（昭和26年市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第6条に次の1号を加える。

(51) 市史編さん委員会の委員

理 由

山形市史の編さんに関する重要事項について調査・審議する附属機関を新たに設置しようとするものである。

議第73号

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の制定等に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の制定等に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定する。

令和8年9月3日提出

山形市長 佐藤孝弘

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の制定等に伴う関係条例の整備に関する条例

(山形市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 山形市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第14条を次のように改める。

(児童対象性暴力等の防止)

第14条 家庭的保育事業者等は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。)を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者(利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。

(山形市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 山形市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成30年市条例第72号)の一部を次のように改正する。

第13条の次に次の1条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第13条の2 児童福祉施設（助産施設を除く。）の設置者は、法第45条第7項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に児童を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（児童と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該児童に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

（山形市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第3条 山形市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成30年市条例第73号）の一部を次のように改正する。

第4条の2の次に次の1条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第4条の3 幼保連携型認定こども園の設置者は、法第13条第6項において準用する法第6条の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に園児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（園児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該園児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

（山形市認定こども園の認定の要件に係る基準並びに施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第4条 山形市認定こども園の認定の要件に係る基準並びに施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成31年市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第12条に次の1号を加える。

(14) 認定こども園の設置者は、法第6条の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者

等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この号において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に子どもを適切に保護するため、児童等対象業務従事者（子どもと接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該子どもに接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講ずること。

（山形市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第5条 山形市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和元年市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第47条を次のように改める。

（児童対象性暴力等の防止）

第47条 指定児童発達支援事業者は、法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に障がい児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（障がい児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該障がい児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

第63条中「第34条」の次に「、第47条」を加える。

第84条、第85条、第97条及び第102条中「第46条まで、第48条から」を削る。

（山形市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第6条 山形市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和7年市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第14条の次に次の1条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第14条の2 乳児等通園支援事業者は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育

保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

附 則

この条例は、令和8年12月25日から施行する。

理 由

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の制定等に伴い、関係条例について所要の改正を行おうとするものである。

議第 7 4 号

山形市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

山形市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 9 月 3 日提出

山形市長 佐 藤 孝 弘

山形市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

山形市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 第 2 号の項中「参考人」の次に「、被害者参加人」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

官公署への出頭に係る特別休暇の対象を拡充しようとするものである。

議第75号

山形市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

山形市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年9月3日提出

山形市長 佐藤孝弘

山形市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

山形市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成12年市条例第58号）の一部を次のように改正する。

別表中11の項を削り、12の項を11の項とし、13の項から16の項までを1項ずつ繰り上げ、同表17の項支給の範囲の欄第1号中「厚生労働省令」を「厚生省令」に改め、同項を同表16の項とし、同表18の項中「2,160円」を「2,880円」に、「1,080円」を「1,440円」に、「1,620円」を「2,160円」に、「1,420円」を「1,900円」に、「710円」を「950円」に、「1,065円」を「1,425円」に改め、同項を同表17の項とし、同表19の項中「1,080円」を「1,440円」に、「1,620円」を「2,160円」に改め、同項を同表18の項とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用）

2 改正後の別表17の項及び18の項の規定は、令和8年4月1日から適用する。

理 由

災害応急作業等手当等の支給額の引上げ等を行おうとするものである。